相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大川市大字榎津八八二番地、最後の住所東京都江戸川区本一色一丁目一二番一―五二四号新小岩マンション

被相続人　亡　山浦　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三日

東京都文京区本郷四丁目一番六号ヴェルディ本郷八階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区道玄坂一丁目一三番地、最後の住所東京都杉並区久我山四丁目一六番九号

被相続人　亡　齋藤　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県米子市夜見町二四六八番地四、最後の住所東京都大田区羽田四丁目七番一―九一二号

被相続人　亡　振角　卓明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人弁護士　上村　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区大島一丁目八四番地、最後の住所東京都江東区亀戸三丁目一〇番一九号

被相続人　亡　田中　米子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人弁護士　上村　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小金井市梶野町二丁目二八番地六、最後の住所東京都小金井市梶野町二丁目一六番一三号

被相続人　亡　伴　亨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区成田東四丁目二六八番地、最後の住所東京都西東京市新町一丁目一一番二五号緑寿園

被相続人　亡　吉川　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区仲宿五五番地、最後の住所東京都港区芝浦四丁目四番三八―一〇一二号

被相続人　亡　藤井　壽夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三日

東京都中央区銀座一丁目九番五号池田ビル四階野澤渉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野澤　渉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区西小岩二丁目一七番、最後の住所東京都葛飾区高砂三丁目二三番三―三〇二号ライオンズマンション高砂

被相続人　亡　内野　保男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三日

東京都千代田区神田淡路町一―三―一トーハン淡路町ビル九〇一やまうえ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山上　俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県大月市賑岡町浅利六五三番地、最後の住所東京都杉並区高円寺南五丁目三七番二二号

被相続人　亡　天野　烝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三日

東京都千代田区九段南四―六―九土屋ビル三階あさぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　百瀬　井一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区船橋五丁目一一五番地、最後の住所東京都世田谷区船橋五丁目一九番一三号

被相続人　亡　小林　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三日

東京都台東区元浅草二丁目六番四号上野三生ビル六階畑・芳仲法律事務所

相続財産管理人　弁護士　芳仲美恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市緑区白山一丁目一二番、最後の住所横浜市緑区白山一丁目一二番三三―一一四号

被相続人　亡　髙野　奎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三日

横浜市都筑区茅ケ崎中央四四―五カトレアビル九〇二　横浜北部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷村　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市与板町岩方八三五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高野　春夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三日

事務所新潟県長岡市幸町一丁目三番一〇号

相続財産管理人　弁護士　星野　徹

第30期決算公告　平成26年6月3日

北海道夕張市南清水沢4丁目107番地6

シチズンタ張株式会社

代表取締役社長　持田　正

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,022
	固定資産	900
	資産合計	1,922
負債及び純資産の部	流動負債	611
	固定負債	4
	負債合計	615
	株主資本	1,307
	資本金	20
	資本剰余金	1,287
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	1,282
	（うち当期純利益）	(83)
	純資産合計	1,307
	負債・純資産合計	1,922